

いつまでも住みつづけたいと思うまちづくりをめざして

～地域をつなぎ、支え合いの仕組みをつくる～



第6次調布市地域福祉活動計画
令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

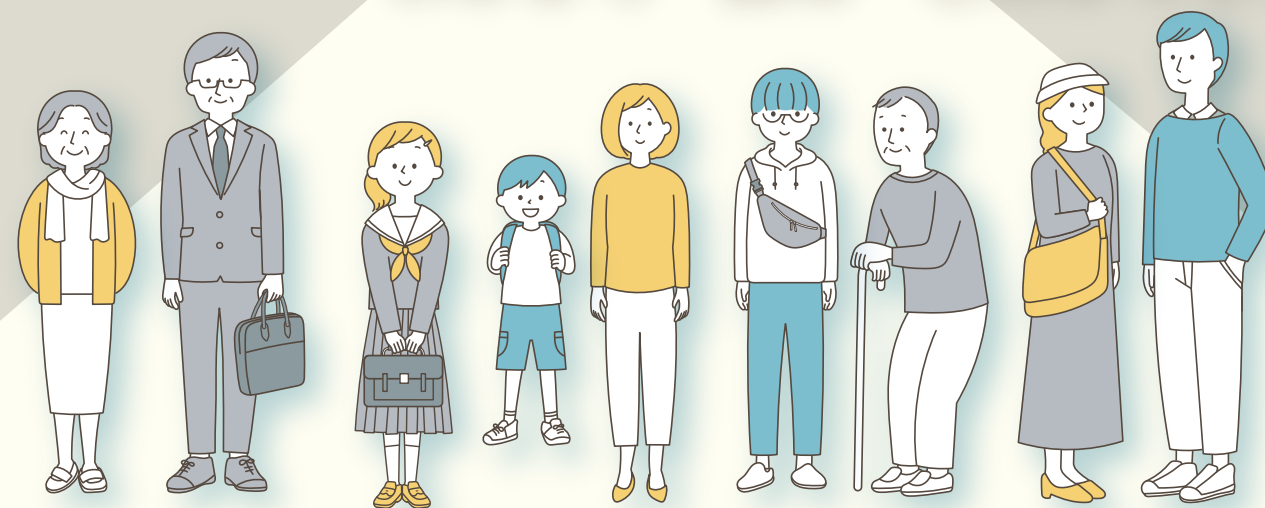
発行年月 令和6年3月
発行 社会福祉法人調布市社会福祉協議会
〒182-0026
東京都調布市小島町2-47-1
（調布市総合福祉センター内）
TEL 042-481-7693
FAX 042-481-5115
E-mail chofu-shakyo@ccsw.or.jp
URL <https://www.ccsw.or.jp/>
印刷 株式会社ウィード

第6次 調布市地域福祉 活動計画

令和6（2024）年度～令和11（2029）年度



「ここがいい ここでいい
わがまち 調布 これからも」



社会福祉法人調布市社会福祉協議会
第6次調布市地域福祉活動計画策定委員会



目次

第 1 章 地域福祉活動計画とは	01
（1）地域福祉活動計画の目的	01
（2）法人理念	01
（3）計画のスローガン	02
（4）計画の位置づけ	02
（5）第 1 次～第 5 次計画の歩み	03
（6）第 5 次地域福祉活動計画の振り返り	04
第 2 章 第 6 次地域福祉活動計画の概要	06
（1）策定体制	06
（2）圏域の考え方	06
（3）市全域活動計画と福祉圏域活動計画の考え方	07
（4）計画の推進期間	07
第 3 章 福祉圏域ごとの地域福祉活動計画	08
緑ヶ丘・滝坂小学校圏域	09
若葉・調和小学校圏域	13
上ノ原・柏野小学校圏域	17
北ノ台・深大寺小学校圏域	21
第二・八雲台・国領小学校圏域	25
染地・杉森・布田小学校圏域	29
第一・富士見台・多摩川小学校圏域	33
第三・石原・飛田給小学校圏域	37
第 4 章 市全域における地域福祉活動計画	41
市全域策定委員会の経過	42
課題ピックアップチーム	43
仕組みづくりチーム	44
第 6 次調布市地域福祉活動計画市全域策定委員名簿	45
第 6 次調布市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	46
第 5 章 計画の実現に向けて	47
活動計画推進の方法	47
活動計画推進のイメージ	47
活動計画推進の振り返り	48
次期（第 7 次）活動計画の策定について	48

第1章 地域福祉活動計画とは

(1) 地域福祉活動計画の目的

●「地域福祉」とは

- 誰もが安心して住みつづけることができる地域をつくるため、住民や各種機関・団体、行政などがお互いに協力し合って、人々が生活する上で生じる様々な生活課題の解決に取り組む考え方です。

●「社会福祉協議会」とは

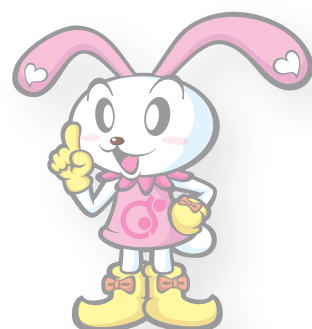
- 市民参加で運営する社会福祉法人です。
- 全国の都道府県・市町村に存在し、連携によって福祉情報が集中する社会福祉法人です。
- 常に市民の立場に立ち、公平な姿勢で事業をおこなう公益性の高い社会福祉法人です。

●「地域福祉活動計画」とは

- 生活の場におけるさまざまな課題を「地域の課題」「社会の課題」として捉え、地域で生活するあらゆる人と共有・協働により、その解決に取り組むための行動計画です。

(2) 法人理念

「いつまでも
住みつづけたいと思う
まちづくりをめざして」



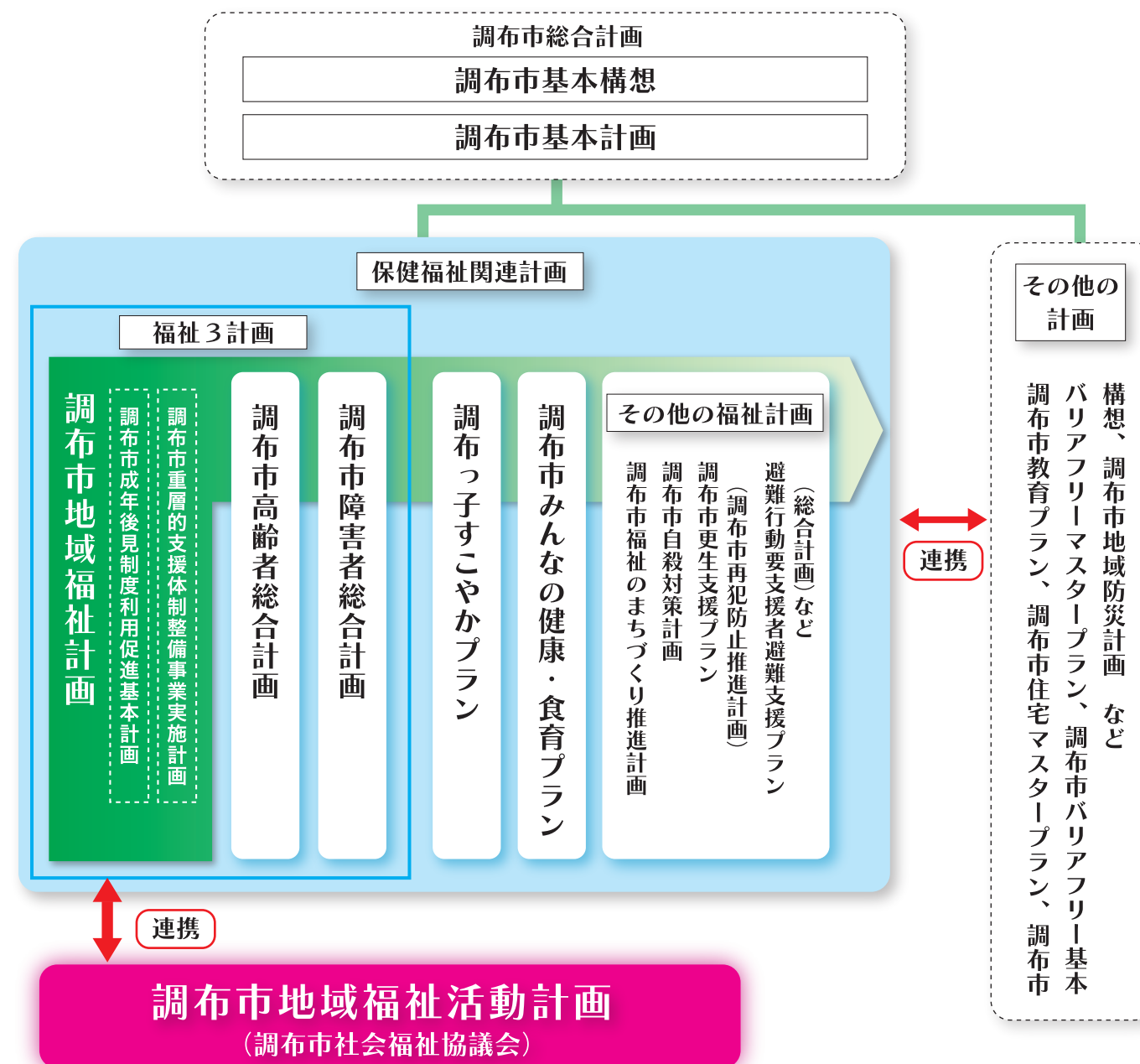
(3) 計画のスローガン

「ここがいい ここでいい

わがまち 調布 これからも」

様々な背景を持つ一人ひとりの住民、機関・団体、商店や企業、専門職がお互いを尊重し、ともに支え合い力を合わせ、地域への愛着を持って、よりよい『地域づくり』をめざします。

(4) 計画の位置づけ



(5) 第1次～第5次計画の歩み

年度	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
計画名	第1次					第2次					第3次					第4次					第4次見直し					第5次				
																														



第1次地域福祉活動計画

「だれもが参加する、ともに考える、みんなで創る」のスローガンをもとに「Ⅰ市民の自主的な活動の促進」「Ⅱ自ら問題解決するための支援システムの確立」「Ⅲ多様なニーズに対応できる相互支援体制の整備」「Ⅳ計画の推進体制の整備」の4つの柱を策定し、既存の事業を実施、新規事業を企画・実施しました。



第2次地域福祉活動計画

「①小地域における福祉のまちづくり」「②ボランティア・市民活動の展開」「③時代の変化に対応する新たな役割への取り組み」「④再編成の必要なサービス提供事業」「⑤施設（運営）の充実と地域社会へのサービス拡大」「⑥調布市社会福祉協議会の基盤整備と事業強化」の6つの柱を策定し、ボランティアセンターの機能拡大に伴う名称変更、車いすの貸出・利用者の外出支援、ミニデイサービスの実施といったサービスの充実、地域活動の創出が行われました。



第3次地域福祉活動計画

「①身近な地域での福祉活動をすすめます」「②市民活動（ボランティア・NPO）の支援を充実させます」「③知りたい・伝えたい情報が行き交う地域づくりをめざします」「④地域福祉を推進するための基盤整備をすすめます」の4つの柱を設け、市民活動支援センターの受託に際し、住民参加活動の検討、地域デビュー「DE-BANDA」を標語に活動参加の呼びかけに注力しました。

第4次地域福祉活動計画

第4次地域福祉活動計画 - 見直し計画 -

前計画の目標を継承、新たなテーマ『身近な地域で未来を創る』や「A 住民の交流を目的とした活動の実施」「B サロン活動の展開」「C 身近な地域でのつながりを強化します」「D ゆるやかな見守りの輪を広げます」「E 社協拠点の機能強化と拡大」「F 地域福祉コーディネーターの配置」といった重点項目を追加しました。行政計画の「推進期間」「10 圏域に設定」など、連携を強化する目的で見直し計画を策定しました。



(6) 第5次地域福祉活動計画の振り返り①



- 「ここがいい ここがいい わがまち調布 これからも」のスローガンのもと、「①向こう三軒両隣、つながる広がるまちづくり」「②居心地のいい場がそばにあるまちづくり」「③ひとりの悩みをみんなで考えるまちづくり」「④身近な情報が行き交うまちづくり」「⑤互いの理解が深まるまちづくり」の基本目標を計画し、福祉圏域ごとの特性を活かした地域福祉の推進を目指しました。
- 8つすべての福祉圏域で推進会議を組織し、地域の関心ごとに応じ、「子ども食堂」をはじめ、「防災や交通安全のための街歩き」「神社・仏閣・教会・葬儀場などを利用した集いの場」「健康維持・介護予防体操」「地域のことを考える会」「空きテナントを活用した居場所づくり」「スマートフォンやタブレットの使い方講座」など、地域の関心ごとや特徴に応じた多様な地域活動が実践されました。
- 策定段階では、より地域の実情に応じた計画推進の方法を考えるために、推進の単位を福祉圏域とし、各々のエリアにおける人や企業・学校とのネットワーク、文化・習慣、すでに存在する活動や拠点といった“地域の強み”に着目した推進方法が提唱され、計画の推進を通じて、これらのことに実感が持たれる結果となりました。また、推進期間中に発生した未曾有の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言やステイホームといった状況の中で、新たに取組みを開始する活動や自粛せざるを得なかった活動、既存の取組みを変容して実施する活動など、地域の実情や関心によって異なる活動方法からも、計画の策定・推進ともに福祉圏域ごとに行う方法に共感が高まりました。
- 一方で、ひきこもりや生きづらさを抱える当事者会や家族会といった団体が発足したことを機に、マイノリティな社会課題への認識が改めて深まるとともに、圏域の単位のみでなく、社会問題に対して市全域的に検討・取り組む必要性が訴えられ、次期活動計画へ引き継がれました。
- 8つの会議体を組織するため、福祉圏域を担当する職員を社協内に段階的に配置しました。

地域福祉活動計画は、調布市内の地域福祉活動の中長期的な方向性を定めるという意味で計画書の内容が重要であることは言うまでもありませんが、それと同時に策定過程を通して、策定に参加した各委員で納得がいくまで議論を尽くすこと、また役割分担をして、協働で計画を策定することが、その後の推進過程を促進するという点で重要です。

これまでの第5次の活動計画は、その両面において高く評価できるものであったと思います。とりわけ、3つの部会に分かれて、小地域で推進する活動と市内全域で推進する活動、そしてそうした活動が6年間を通してどのように結びつき、市内の地域福祉の発展に結びつくのか議論し取りまとめたことは、その後の実践に少なからず貢献してきたのではないのでしょうか。

東京都立大学 室田 信一

第5次地域福祉活動計画の振り返り②

基本目標 1

向こう三軒両隣、つながる広がるまちづくり

基本目標 2

居心地のいい場がそばにあるまちづくり

基本目標 3

ひとりの悩みをみんなで考えるまちづくり

基本目標 4

身近な情報が行き交うまちづくり

基本目標 5

互いの理解が深まるまちづくり

活動 1

近所のできる身近な交流活動から始めよう

活動 2-1

誰もが安心して集える場を増やそう

活動 2-2

公園など誰でも利用できる場で世代間交流をしよう

活動 3

誰でも悩みを相談できる場を増やそう

活動 4

話題に花咲く掲示板や回覧板を作ろう

活動 5

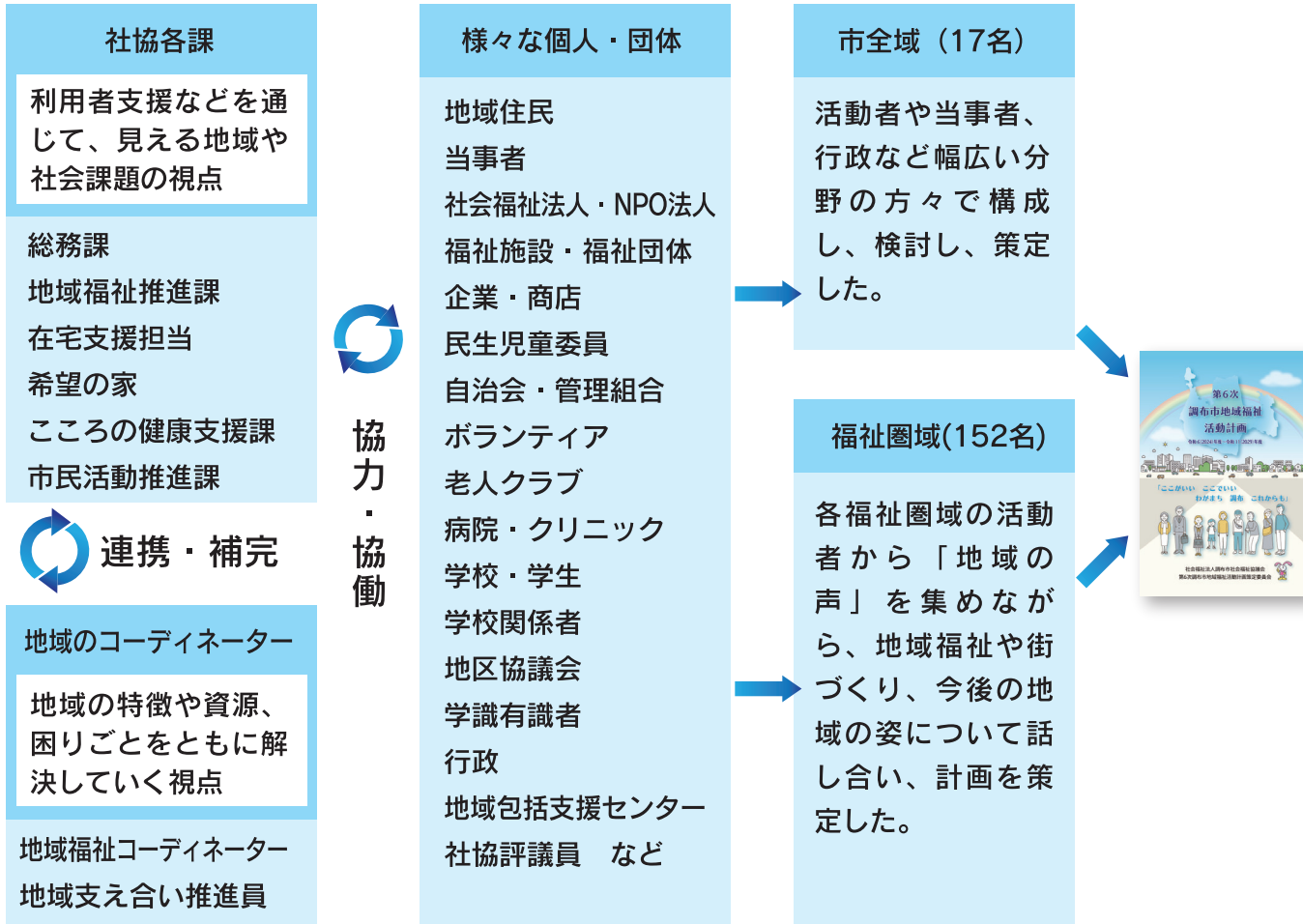
知る・接する・体験する機会をできることから試してみよう



第2章 第6次地域福祉活動計画の概要

(1) 策定体制

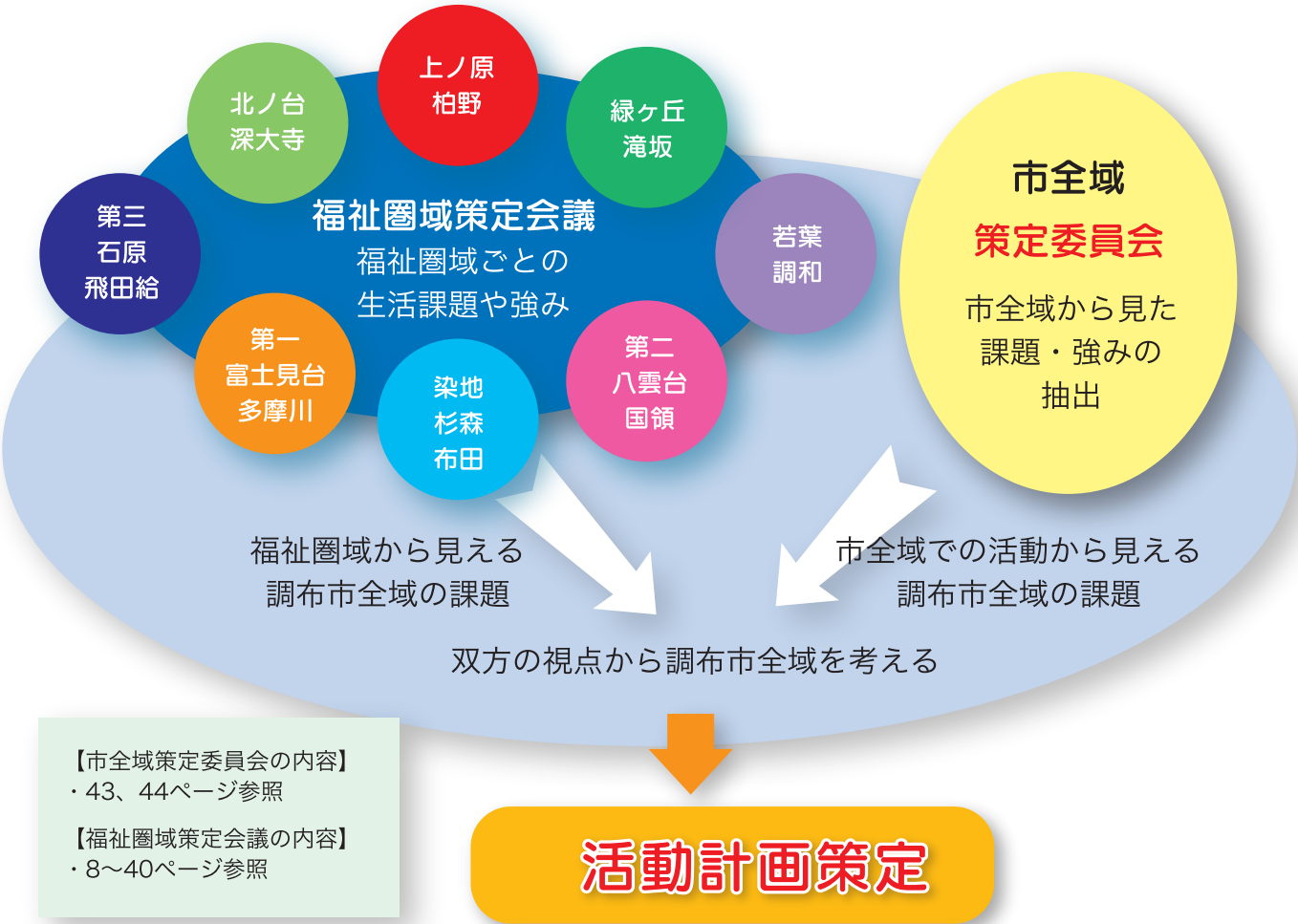
第5次地域福祉活動計画の振り返りをもとに、本活動計画は、市全域・福祉圏域8圏域で策定しました。



(2) 圏域の考え方



(3) 市全域活動計画と福祉圏域活動計画の考え方



(4) 計画の推進期間

計画名		年度	実施	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11
第6次地域福祉活動計画 (本計画)			社協						
調布市地域福祉計画			行政						
調布市成年後見制度利用促進基本計画									
調布市重層的支援体制整備事業実施計画									
調布市高齢者総合計画 (老人福祉計画、介護保険事業計画)									
調布市総合計画 障害者	障害者計画								
	障害福祉計画								
	障害児福祉計画								

※調布市地域福祉計画とは…社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として、調布市が策定する地域福祉に関する計画です。

第3章 福祉圏域ごとの地域福祉活動計画

福祉圏域とは

調布市基本計画で定められた福祉、教育、地域コミュニティなどの共通基盤である小学校区を基礎とし、複数の小学校で構成される8つの圏域（中学校区規模）です。

